

令和4年3月15日提出

# 令和4年3月市議会定例会発議案

(発議案第1号から発議案第3号)

木 更 津 市 議 会

## 令和4年3月市議会定例会発議案目録

| 発議案番号  | 件名                                    | 頁 |
|--------|---------------------------------------|---|
| 発議案第1号 | 木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1 |
| 発議案第2号 | 木更津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3 |
| 発議案第3号 | ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について           | 5 |

発議案第 1 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 15 日

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 木更津市議会議員 | 齊 藤 高 根 |
| 賛成者 | 同        | 鶴 岡 大 治 |
| 賛成者 | 同        | 永 原 利 浩 |
| 賛成者 | 同        | 渡 辺 厚 子 |
| 賛成者 | 同        | 國 吉 俊 夫 |
| 賛成者 | 同        | 大 村 富 良 |

木更津市議会議長 重 城 正 義 様

提案理由

令和 3 年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、木更津市議会議員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年木更津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

発議案第 2 号

木更津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 15 日

|     |          |    |    |
|-----|----------|----|----|
| 提出者 | 木更津市議会議員 | 斉藤 | 高根 |
| 賛成者 | 同        | 鶴岡 | 大治 |
| 賛成者 | 同        | 永原 | 利浩 |
| 賛成者 | 同        | 渡辺 | 厚子 |
| 賛成者 | 同        | 國吉 | 俊夫 |
| 賛成者 | 同        | 大村 | 富良 |

木更津市議会議長 重城 正義 様

提案理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続き等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当であるという観点から、関係条例の整備をしようとするものである。

木更津市条例第 号

木更津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

木更津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年木更津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

発議案第3号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について

上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月15日

|     |          |    |     |
|-----|----------|----|-----|
| 提出者 | 木更津市議会議員 | 斉藤 | 高根  |
| 賛成者 | 同        | 佐藤 | 修一  |
| 賛成者 | 同        | 神蔵 | 五月  |
| 賛成者 | 同        | 堀切 | 俊一  |
| 賛成者 | 同        | 石川 | 富美代 |
| 賛成者 | 同        | 石井 | 徳亮  |
| 賛成者 | 同        | 竹内 | 伸江  |
| 賛成者 | 同        | 草刈 | 慎祐  |
| 賛成者 | 同        | 永原 | 利浩  |
| 賛成者 | 同        | 座親 | 政彦  |
| 賛成者 | 同        | 渡辺 | 厚子  |
| 賛成者 | 同        | 田中 | 紀子  |
| 賛成者 | 同        | 鶴岡 | 大治  |
| 賛成者 | 同        | 重城 | 正義  |
| 賛成者 | 同        | 鈴木 | 秀子  |
| 賛成者 | 同        | 近藤 | 忍   |
| 賛成者 | 同        | 國吉 | 俊夫  |
| 賛成者 | 同        | 白坂 | 英義  |
| 賛成者 | 同        | 大村 | 富良  |
| 賛成者 | 同        | 高橋 | てる子 |
| 賛成者 | 同        | 大野 | 俊幸  |
| 賛成者 | 同        | 石井 | 勝   |
| 賛成者 | 同        | 三上 | 和俊  |

木更津市議会議長 重城 正義 様

## 提案理由

木更津市議会として、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難し、人々を苦しめる戦争に反対するとともに、世界の恒久平和の実現を強く願い、決議を行うものである。



## ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議

ロシアはウクライナに対し、軍事侵攻を強行し、多くの市民が犠牲になっている。

これは侵略行為であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、いかなる理由があつたとしても断じて許されるものではない。

3月2日、国連総会の緊急特別会合において、ロシアを非難する決議が採択され、世界の多くの国が軍の即時撤退などを求めた。

唯一の被爆国である我が国にとって、核兵器の使用をほのめかし、原子力発電所へ攻撃を行う行為は、許しがたい暴挙である。

平成3年1月1日、木更津市民は、平和を誠実に希求し、力を合わせて努力することを誓い、平和都市木更津を宣言した。

ここに木更津市議会は、ロシアによる軍事侵攻を非難し、人々を苦しめる戦争に反対するとともに、世界の恒久平和の実現を強く願う。

以上、決議する。

令和 年 月 日

木更津市議会